

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月22日
【会社名】	株式会社エーアンドエーマテリアル
【英訳名】	A&A Material Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 巻野 徹
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス27階
【電話番号】	03(3458)9380（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 澤井 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス27階
【電話番号】	03(3458)9380（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 澤井 隆司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第1回新株予約権) その他の者に対する割当 3,159,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,303,159,000円  (第2回新株予約権) その他の者に対する割当 1,709,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,626,709,500円  (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	6,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	3,159,000円
発行価格	新株予約権1個につき486円(新株予約権の目的である株式1株当たり4.86円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年6月8日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エーアンドエーマテリアル 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス27階
払込期日	2026年6月8日
割当日	2026年6月8日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 大手町営業部

(注)1. 第1回新株予約権証券(以下、「本第1回新株予約権」といい、下記「2 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券) (1) 募集の条件」で定義する本第2回新株予約権を以下、「本第2回新株予約権」といい、本第1回新株予約権及び本第2回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、2026年5月22日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び割当予定先との間で本第1回新株予約権に係る総数引受契約(以下、「本新株予約権引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第1回新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権引受契約を締結しない場合は、本第1回新株予約権に係る割当では行われなないこととなります。

4. 本第1回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 本第1回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社エーアンドエーマテリアル 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本第1回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式650,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。))は、当社普通株式100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本第1回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における株式分割等の比率は、株式分割等後の発行済普通株式総数を株式分割等前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。))には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第1回新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本第1回新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本第1回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本第1回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本第1回新株予約権の行使価額は、2,000円とする。但し、行使価額は本欄第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本第1回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という)。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合(但し、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員を対象とするストック・オプションの発行又は2026年5月22日の取締役会決議に基づく本第2回新株予約権の発行を除く。)

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本項(2) 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第1回新株予約権の行使請求をした本第1回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第1回新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第1回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,303,159,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、また、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本第1回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第1回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第1回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本第1回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本第1回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2026年6月9日から2029年6月8日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>振替機関が本第1回新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日</p> <p>別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄記載の組織再編行為をするために本第1回新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本第1回新株予約権者に通知した場合における当該期間</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 大手町営業部</p>
新株予約権の行使の条件	各本第1回新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本第1回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本第1回新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、別記「新株予約権の行使期間」欄の本第1回新株予約権を行使することができる期間の末日に、本第1回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本第1回新株予約権を、割当予定先から買い取るものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項なし。但し、本第1回新株予約権引受契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、本第1回新株予約権を譲渡することはできない旨の制限が付されている。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本第1回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本第1回新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 本第1回新株予約権者が有する本第1回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 別記「新株予約権の行使期間」欄、別記「新株予約権の行使の条件」欄、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項、本欄、下記（注）3(1)及び別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項記載の条件に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>

（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 募集の目的及び理由

ア. 当社グループの事業概要

当社は、2000年10月1日、株式会社アスク（旧 朝日石綿工業株式会社）と浅野スレート株式会社が合併し、株式会社エーアンドエーマテリアルとして新発足いたしました。

2011年には、創業以来の中核事業であった波型スレートの取り扱いを終了するという大きな決断のもと、企業体質の強化に努めてまいりました。

現在、当社グループは、当社及び子会社10社で構成され、建設・建材事業、工業製品・エンジニアリング事業における製品製造、販売並びに工事の設計、施工を主な内容としております。

(ア) 建設・建材事業

不燃ボード、化粧ボードなどの内外装材の製造・販売・施工、また鉄骨造の耐火被覆工事の設計・施工、その他トンネル躯体の耐火材を取り扱っており、安心・安全な社会づくりに貢献しております。

- ・不燃建築材料の製造、販売及び工事の設計、施工
- ・低圧メラミン化粧板の製造、販売
- ・鉄骨耐火被覆工事の設計、施工

## (イ) 工業製品・エンジニアリング事業

電力・ガス関連プラントや船舶などの保温・保冷・防熱・防音・防災に関する製品販売及び施工を取り扱っております。また、自動車関連商品としてシール材やブレーキライニングも取り扱っております。

- ・不燃紡織品、船舶用資材、防音材、伸縮継手他各種工業用材料・機器の販売
- ・工業用摩擦材、シール材、保温保冷断熱材の製造、販売
- ・保温、保冷、空調、断熱、防音、耐火工事の設計、施工
- ・自動車用を主とした産業用摩擦材、シール材の製造、販売

## (ウ) その他

- ・不動産の賃貸等

## イ. 当社グループの成長戦略 - 長期経営構想「Vision2033」 -

当社グループは、「建材に関する生産、化粧加工、施工の技術」と「熱、音、その他のエネルギーをコントロールする技術」をもとに、安全で安心でき、快適な環境を創造する事業を通じて、生活環境と社会基盤の充実並びに産業の発展に貢献する企業グループになることを目指しております。

当社グループは、新たな未来像を描いた長期経営構想「Vision2033」（2023年5月9日付公表）を策定し、10年後のありたい姿を目指しております。

## (ア) 長期経営構想「Vision2033」の概要

当社グループは、不確実性の高まる経営環境の中、サステナブルな事業活動を通じて社会課題の解決に貢献し続ける企業への進化を目指し、当社グループの新たな未来像を描いた長期経営構想「Vision2033」を策定いたしました。

これまで当社グループは、「熱をコントロールする技術」で安全・安心・快適な社会づくりに貢献してきました。

次の10年は、新たな事業領域への「挑戦」とグループ力の結集による「成長と変革」で、“心躍る価値”を提供する企業へと生まれ変わり、持続可能な地球の未来を「創造」（CREATE）していきます。

Collaboration（協働）：既成概念に捉われず、あらゆるステークホルダーとの協働を図ります。

Resolution（解決）：“熱をコントロールする技術”を駆使し、様々な社会的問題を解決します。

Environment（環境配慮）：さらに環境に配慮した経営を行い、持続可能な社会に貢献します。

Association（連携）：部門、組織を超えた連携によるワンストップなビジネスモデルを展開します。

Transformation（変革）：DX（デジタル）、CX（コーポレート）、現状に捉われない未来志向型企業に変革します。

Evolution（進化）：そして、誰もが“心躍らせ”ワクワクする企業へと進化します。

## (イ) ビジョン達成に向けた3ステップ成長戦略

当社グループは、「2026中期経営計画」を1st Stage「挑戦と変革」と位置づけ、10年後にありたい姿からバックキャストした実施計画を策定し、その実現に向けた取り組みを進めてまいります。

中期経営計画における3ステップ	1st Stage 挑戦と変革 (2024年度～2026年度)	2nd Stage 成長 (2027年度～2029年度)	3rd Stage 創造 (2030年度～2033年度)
成長戦略	環境事業への挑戦と事業のサービス化への変革	M&A・研究開発・事業領域拡大によるグローバル&グループ価値経営での成長	3ドメイン×ワンストップソリューションで地球の未来に貢献する新たな事業ブランド価値を創造
数値目標	<2026年度目標> 売上高 500億円 売上総利益率 25% 営業利益率 7%	<2029年度目標> 売上高 700億円 売上総利益率 27% 営業利益率 7%	<2033年度目標> 売上高 1,000億円 売上総利益率 30% 営業利益率 10%

## (ウ) 7つの基本方針

## 1) 「事業価値」の再定義による3つのドメイン展開

新たな事業価値の定義に基づく組織再編と事業展開を企画・推進し、当社グループ間のシナジーを生み出すビジネスモデルの確立を目指します。

建設・建材領域

建設・建材領域における製造・販売・工事・サービス一体型のエリア密着サービスカバーモデル

産業インフラ領域

工業製品・エンジニアリング領域におけるワンストップで新たな価値を生み出す産業インフラソリューションモデル

環境領域

グループ連携により環境領域を開拓する環境貢献型製品・サービスのコンサルティングモデル

## 2) ビジネスモデル発想による新価値創造

売上総利益率30%を目指し、以下の施策を展開します。

- ・事業のサービス化
- ・ワンストップサービスモデルへの変革
- ・環境領域の事業化

## 3) 持続的成長を実現するM &amp; A戦略

2033年度におけるM & Aによる売上高増加180億円を目標に積極投資を実行します。

事業分野ごとに、建設・建材領域75億円、産業インフラ領域30億円、環境領域75億円を想定しております。

M & A実施目標5件以上、買収投資額100～150億円を想定しております。

なお、当該M & A戦略の進捗状況及び今後の計画につきましては、後記「3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおりです。

## 4) 新製品・新事業を創造する研究開発機能の進化

新技術・新製品開発の加速に向け、オープンイノベーションによる外部リソースの積極活用を進めるとともに、これに応じられる自社体制の変革による進化を実現します。

## 5) 私たちらしいスマートファクトリーの具現化

グループ内の各工場においてスマートファクトリー化を進めます。

- ・ワークスマートファクトリー（社員の働き方の変革）
- ・プロセススマートファクトリー（生産工程の変革）
- ・バリュースマートファクトリー（提供価値の変革）

## 6) 新たなグループ経営モデルの確立

新たなかたちのグループ経営モデルを模索し、グループ利益の最適化を目指します。

- ・C X O経営モデルの検討
- ・グループ横断型プロジェクトの企画・推進
- ・ポートフォリオ経営を実現するK P Iマネジメントの推進

## 7) Vision推進型プラットフォーム（人的資本経営）

次世代経営リーダーを育成・輩出するグループシステムを構築します。

## (エ) 事業価値の再定義による3つのドメイン展開

2033年度には、3つのドメイン展開と新たなビジネスモデルの構築により、売上高1,000億円、売上総利益率30%、営業利益率10%の実現を目指します。

事業領域	建設・建材領域	産業インフラ領域	環境領域
事業モデル	製造・販売・工事・サービス一体型のエリア密着サービスカバーモデル	ワンストップで新たな価値を生み出す産業インフラソリューションモデル	環境配慮型製品・サービスのコンサルティングモデル

事業領域	建設・建材領域	産業インフラ領域	環境領域
事業別戦略	新規市場開拓を実現するサービス一体型全国/海外モデルへの進化 ～販売規模の拡大とDXを活用した生産性向上～	より広く、より深く。 産業インフラを中心とした事業領域の拡大とコア事業の深耕を図るグループ協働型ワンストップ体制への変革	サービスとモノづくりを一体とした事業展開による環境分野での事業ポートフォリオ確立
事業別定量目標	・売上高325億円 ・売上総利益146.5億円 (売上総利益率45.1%)	・売上高450億円 ・売上総利益86億円 (売上総利益率19.1%)	・売上高225億円 ・売上総利益67.5億円 (売上総利益率30.0%)
強み	・幅広いニーズに応える商品対応力 ・エリア密着サービスカバー(プロデュースモデル) ・施工力・施工品質	・多様なニッチトップを生み出すグループ力 ・メーカー・商社・エンジニアリング機能 ・多様な業界トッププレーヤーとの取引 ・大動脈産業でのビジネス	・当社が保有する熱コントロール技術、商材を用いたソリューションサービス
さらなる強化のための取り組み	・新製品・新技術 ・海外市場・販路拡大 ・M&A・アライアンス・ファブレス・多様な海外生産拠点展開 ・スマートファクトリー	・ニッチトップをさらに生み出す目利き力と開発力 ・事業領域拡大とコア事業の深耕によるサービスの拡充 ・グループ協働型ワンストップ体制によるトータルソリューション	・コンサルティングセールスモデル ・グリーンイノベーションメーカーモデル ・サーキュラーエコノミーモデル
2033年度数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結売上高 1,000億円(うち海外事業の比率約10%)</li> <li>・連結営業利益 100億円</li> <li>・売上総利益率 30%</li> <li>・営業利益率 10%</li> <li>・ROE 15～20%</li> </ul>		

創業から100年を超えた現在、10年後のありたい姿を目指し、「熱をコントロールする技術」を核として、様々な分野、領域に安心・安全をお届けしてまいります。

#### ウ．当社グループの成長戦略 - 「2026中期経営計画」 -

当社グループは、長期経営構想「Vision2033」の実現並びに長期CSRビジョン「CSR2033」の達成に向け、2024年度(2025年3月期)を初年度とし2026年度(2027年3月期)を最終年度とする「2026中期経営計画」(2024年5月8日付公表)を策定し、各施策への取り組みを進めております。

##### (ア) 「2026中期経営計画」の概要

当社グループは、「2026中期経営計画」について、長期経営構想「Vision2033」の達成に向けた1st Stageとして「挑戦と変革」をキーワードに、従来の業務の仕組み・やり方を変えていく期間と位置づけ、以下の3つの主要施策を中心に、グループ一丸となって取り組んでおります。

##### ・新ビジネスモデルとコーポレートブランドの確立による収益拡大

メーカーとしての材販にこだわらず、グループ全体を通じて新たなビジネスモデルの創造に挑むとともに、企業価値向上に向けたコーポレートブランドの確立への取り組みを推進します。

- 1) グループ連携強化による新バリューチェーンの創出
- 2) 既存事業と環境領域における新ビジネスモデルの構築
- 3) 研究開発機能の進化による技術力のブランディング
- 4) SNSを活用した積極的な情報発信とステークホルダーコミュニケーションの強化
- 5) 市場評価と期待成長率の改善によるPBRの向上

##### ・戦略的M&Aによる事業規模の拡大

事業規模拡大に向けた垂直統合を軸に、新規事業の核となるM&Aに積極的な取り組みを展開し、2026年度には少なくとも売上高30億円、営業利益2億円以上の積み上げ達成を目指します。

- 1) 既存事業における戦略的事業統合の推進

- 2) バリューチェーン強化に向けた買収先の選定
- 3) 環境事業進出の核となる提携先の探索
- 4) M & A 対応力強化に向けた体制づくり

#### ・DX基盤整備による業務改革の実現

更新期を迎える基幹システムの整備に合わせ、これまでに導入したITツールの最適化を図るとともに、日常業務における作業の低減とさらなるペーパーレス化の推進により業務改革を実現します。

- 1) 基幹システムの更新をベースとした業務改革の推進
- 2) グループ連携強化に資する情報基盤の整備
- 3) ビッグデータやAIを活用したデータ駆動型意思決定ツールによる経営判断の効率化
- 4) 工場におけるワークスマートファクトリーの具現化

#### (イ)「2026中期経営計画」の進捗状況及び事業現況

2024年度（2025年3月期）

1st Stageとなる「挑戦と変革」が走り出した2024年度（2025年3月期）は、建設・建材事業における販売価格の改定、工業製品・エンジニアリング事業における大型工事の完成により、売上高は増収となりました。一方、利益面では、原燃料の高騰、外注労務費・物流費の増加等の外部要因に加え、M & Aや本社移転、従業員の働き方改革、採用・ブランド強化など中長期を見据えた成長投資が大きく影響し、営業利益・経常利益は減益となりました。

2025年度（2026年3月期）

2025年度（2026年3月期）は「2026中期経営計画」の2年目にあたり、2026年3月期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、物価上昇や人手不足が継続し、さらに中東情勢によるエネルギー問題や日中関係の不安定化などによる影響もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業領域である建設・建材業界におきましては、公共投資の底堅い推移や、民間設備投資の持ち直しの動きもあり、建設投資全体としては堅調に推移しております。しかしながら、大型工事における工程遅延や建設資材価格の高止まりおよび労務需給の逼迫等の課題も依然として存在しており、引き続き動向を注視する必要があります。

工業製品・エンジニアリング事業領域におきましては、プラントおよび環境・エネルギー分野を中心に、カーボンニュートラルなど環境に配慮した取り組みが活発化しております。造船業界においては、船舶の脱炭素化をはじめとする環境負荷の低い船舶への需要が高まりを見せております。また、自動車業界では、半導体や部品供給制約の緩和により販売台数は回復基調で推移したものの、原材料価格や労務費の上昇ならびに競争激化を背景に、事業環境は依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当連結会計年度の連結業績につきましては、販売価格の改定やM & Aによる事業規模の拡大等により、売上高は増加いたしました。一方、利益面では、原燃料価格の高騰に加え、労務費および物流費の増加などの外部要因の影響を受け、厳しい状況となりました。

その結果、売上高は45,700百万円（前期比5.2%増収）、営業利益1,674百万円（前期比12.6%減益）、経常利益1,614百万円（前期比14.4%減益）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,701百万円（前期は120百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

#### M & Aについて

2024年10月に建材・家具等に使用される低圧メラミン化粧板を製造・販売する大昭和ユニボード株式会社、続いて2025年4月には高意匠性・高機能性の化粧紙・フィルムの印刷技術を有するD I C デコール株式会社を子会社化し、それぞれユニボード株式会社、デコール株式会社に社名変更しました。

この2社の技術に、当社がこれまで培ってきた「熱をコントロールする技術」が活かされている耐火性に優れた不燃ボードを組み合わせることで、これまでにない高付加価値建材の開発・生産・販売までの一貫体制を構築しております。

#### エ．今後の見通し及び事業方針

今後の経済の見通しは、賃金上昇や設備投資需要を背景に、国内景気は内需を中心とした緩やかな回復が見込まれます。一方で、海外経済の動向や地政学的リスク、原材料・エネルギー価格の変動、為替や金利動向など、先行きには依然として不透明な要素が存在しております。

このような環境の下、当社グループにおきましては、引き続き販売価格改定の浸透や収益性改善に取り組むとともに、成長分野への投資や事業基盤の強化を進め、安定的な収益の確保に努めてまいります。2027年3月期の通期業績予想につきましては、売上高52,600百万円、営業利益2,100百万円といたしました。引き続き、販売価格改定の浸透や収益性改善に取り組むとともに、成長分野への投資や事業基盤の強化を進め、安定的な収益の確保に努めてまいります。

また、M & Aによる事業規模の拡大を進めるとともに、グループ全体でのシステム統合を図り、2026年4月より運用を開始し、DX基盤の整備を着実に推進しております。これらの取り組みを通じて、競争力および収益構造の強化を図ってまいります。

なお、中東情勢の緊迫化を受けた原油価格の高騰、石油由来原材料の価格上昇および調達リスクにつきましては、現時点においてその影響額を合理的に算定することが困難であることから、通期業績予想には織り込んでおりません。今後、業績に重大な影響が見込まれる場合には、適時適切に開示いたします。

当社グループは、上記「イ．当社グループの成長戦略 - 長期経営構想『Vision2033』 - 」に記載のとおり、従来の事業区分である建設・建材事業及び工業製品・エンジニアリング事業を基盤としつつ、事業価値の観点から 建設・建材領域、産業インフラ領域、環境領域の3つのドメインに再整理し、それぞれの特性に応じた成長戦略を推進しております。

特に 産業インフラ領域及び 環境領域においては、当社の「熱をコントロールする技術」が競争優位の源泉であり、今後の当社グループにおける中長期的な成長ドライバーと位置付けております。

#### 建設・建材領域

建設・建材領域におきましては、引き続き、化粧板の拡販、海外販売比率のアップ、新商品・新工法の上市に取り組んでまいります。また、工程・原価管理を徹底し、工事利益確保に努めてまいります。

なお、当社は、原材料価格や外注費の上昇に対応するため、価格改定を実施しておりますが、価格改定実施後においてもシェアの維持・拡大を実現しております。

今後も、当社の製品力及び供給力に裏付けられた価格決定力と競争優位性をさらに高めるとともに、利益率の維持・改善を図ってまいります。

#### 産業インフラ領域

産業インフラ領域は、当社グループの中長期的な成長を牽引する中核領域と位置付けております。産業インフラ領域におきましては、プラント・船舶・エネルギー分野を中心に、エンジニアリング機能を活かした高付加価値ビジネスモデルの確立・拡大を進めてまいります。

特に船舶分野では、国内造船業の回復を背景に、自動車運搬船向けの防熱材や副資材の出荷が拡大するとともに、国内初となる「LNG燃料のタンク保冷工法」が高い評価を受け、受注が増加しております。このようなニーズに応えるため、船舶用LNG燃料タンク防熱工法の実績を積み上げるとともに、次世代保冷工法の開発にも取り組み、カーボンニュートラルへの対応を進めてまいります。

また、発電所や各プラント向けに供給している国内シェアNo.1の非金属製伸縮継手「APコネクタ」においては、オーダーメイド対応を強みとし、顧客に寄り添ったアフターフォロー体制の強化を通じて継続的な受注獲得につなげております。

今後、産業インフラ領域におきましては、エンジニアリング機能を活かした付加価値の高い案件獲得及びさらなる収益力の向上を図ってまいります。

#### 環境領域

環境領域におきましては、カーボンニュートラルへの対応を背景とした製品開発や新規事業展開を進めております。当社が保有する「熱をコントロールする技術」を活用した省エネルギー・環境対応ソリューションの提供に加え、アグリビジネスなど新たな事業領域への進出も進めております。当社は、環境領域を全社横断的な成長テーマとして位置付けており、建設・建材領域及び産業インフラ領域の両ドメインにおいて、省エネルギー・環境負荷低減に資する製品・工法の開発を進めてまいります。

今後、環境領域におきましては、高付加価値のソリューションの提供を通じて、中長期的な収益基盤の確立を目指してまいります。

そのほか、当社グループにおいては、スマートファクトリー化やIoTを活用した「生産工程の見える化」システム、ECビジネス事業の構築など、DXを通じた付加価値創出及び生産性向上に取り組んでおります。

また、研究開発においては、当社が保有する「熱をコントロールする技術」を基盤に、建設・建材領域、産業インフラ領域、環境領域の各ドメインにおける新製品・新工法の開発を推進しております。

現在年間約5億円規模となっている研究開発投資を2026年度（2027年3月期）には1.5倍まで増強し、今後は研究開発投資の拡大を通じてさらなる競争力強化を図ってまいります。

以上のとおり、当社グループは、建設・建材事業及び工場製品・エンジニアリング事業という従来の枠組みから発展して、建設・建材領域における安定収益モデルを基盤としながら、産業インフラ領域を中長期的な成長ドライバーの中核とし、環境領域を全社横断的な成長テーマ・新規事業領域と位置づけ、高付加価値のビジネスモデルへの転換を通じて、収益力の向上及び企業価値の持続的な向上を実現してまいります。

#### オ．当社グループにおける今後の投資計画及びM & A戦略

##### （ア）投資方針・資金配分及び株主還元方針

当社グループは、成長投資及びサステナビリティへの取り組みを最優先としたキャッシュ・フローアロケーションを基本方針とし、営業キャッシュ・フロー及び有利子負債の活用により、必要な投資資金を確保しております。

また、株主還元については、配当性向40%を基準としつつ、営業キャッシュ・フロー及び内部留保を原資として安定的な還元を実施し、余剰資金が生じた場合には機動的な自己株式取得を行う方針としております。

「2026中期経営計画」においては、以下のとおり、営業キャッシュ・フローの創出及び借入金の活用により、総額110億円～140億円規模の投資計画及びキャッシュ・フローアロケーションを策定しております。

このうちM & A関連投資として30億円～50億円を実行する予定です。

[ 合計110～140億円（営業キャッシュ・フロー3年間累計70～80億円の創出＋借入金増加額40～60億円） ]

設備投資 30～45億円		開発関連 15～20億円	M & A 関連投資 30～50億円	人材 投資 5億円	株主還元 15～20億円
環境関連 10～15億円	D X 関連 5～15億円				
（保守管理等 10～15億円）					

##### （イ）P B R 向上への取り組み

当社は、安定した収益の確保及びP B R・P E Rの改善を実現するため、資本コストや株価を意識した経営の実現に取り組んでおります。

当社グループ連結のP B Rは1倍未満、P E Rは東証スタンダード市場の平均値を下回る水準で推移しており、企業価値のさらなる向上のためには、資本効率の改善及び株主の皆様からの成長期待の向上といった両面からのアプローチが必要であると考えております。

当社は、 $P B R（株価純資産倍率）= R O E（自己資本利益率） \times P E R（株価収益率）$ の関係から、以下のとおり市場評価及び期待成長率の改善に取り組んでおります。

##### 1）資本市場との対話の推進による市場評価の改善

###### I R戦略の推進

- ・株主との対話の強化
- ・統合報告書発行による情報伝達の質の向上
- ・信頼されるコーポレートブランドの確立
- ・サステナビリティ経営の強化
- ・カーボンニュートラルの推進
- ・バリューチェーンにおける人権尊重の徹底
- ・C S R 2033への取り組み加速

##### 2）事業領域の拡大等による期待成長率の改善

###### 収益力の向上

- ・新たなビジネスモデルによる収益構造の改善

###### 事業拡大策の推進

- ・M & Aによる事業規模の拡大
- ・環境領域への事業展開
- ・海外への事業展開
- ・台湾事業を足掛かりとした韓国、中国への展開加速

今後においては、建設・建材領域、産業インフラ領域、環境領域の3つの各ドメインにおける収益モデル及び成長性を明確に提示することにより、市場における評価の適正化を図ってまいります。

#### (ウ) M & A 戦略及び本資金調達における資金使途

当社グループは、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上の実現に向けて、戦略的なM & A及び他社との戦略的提携を重要な成長戦略の柱と位置づけております。

したがって、今後のM & A又は戦略的提携につきましては、当社のコア技術である「熱をコントロールする技術」を軸として、3つの各ドメインの特性に応じた成長投資を積極的に推進してまいります。

ドメイン別のM & A戦略及び本資金調達における資金使途に関する詳細につきましては、後記「3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおりです。

また、当社は、2026年3月25日付「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」及び同月26日付「自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)による自己株式の取得結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ」に記載のとおり、経営環境の変化に対応した将来の機動的な資本政策を遂行することを目的として、自己株式の取得を実施し、合計2,150,000株の自己株式を取得いたしました(2025年3月31日時点における自己株式を除く発行済株式総数に対する割合:約27.71%、取得価額:2,934,750,000円)。本自己株式の取得により、当社株式を保有する政策保有株主の保有比率が低下し、政策保有株式の縮減に寄与したものと考えております。

今般の資金調達におきましては、新株発行は行われず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式の全てにつき、上記自己株式取得によって取得した自己株式1,300,000株を充当する予定です。

したがって、今般の自己株式の取得及び本新株予約権の発行による一連の資本政策は、政策保有株式の縮減に寄与するとともに、当社株式の流動性向上及び資本効率の改善に資するものと考えており、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた企業価値向上策の一つとして実施するものです。

今後、当社グループは、資本コストを上回る投下資本の効率的な活用を通じて、安定的な利益成長及びキャッシュ創出力の拡大を図り、さらなる業績向上及び株価向上に努めるとともに、成長戦略の強化・実行、流動性の向上、EPS(1株当たり当期純利益)の成長等を目指し、株式価値の向上及び株主の皆様への還元により一層努めてまいります。

以上のとおり、今後の当社グループにおける成長戦略であるM & A又は戦略的提携のための成長投資を確実に実行し、さらなる事業拡大及び収益力の強化を図るため、今後想定される投資機会に備えて十分な自己資金を確保するとともに、本自己株式の取得及び本資金調達に伴う純資産の増加により当社グループの財務基盤を強化すること及び当社株式の流動性の向上を図ることを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

#### (2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し、下記のとおり本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

対象株式数を650,000株とし、行使期間を3年間とする、行使価額が2,000円に固定されている本第1回新株予約権

対象株式数を650,000株とし、行使期間を3年間とする、行使価額が2,500円に固定されている本第2回新株予約権

本第1回新株予約権及び本第2回新株予約権の行使期間は、いずれも2026年6月9日から2029年6月8日までの3年間です。また、本第1回新株予約権及び本第2回新株予約権の行使価額は、それぞれ2,000円及び2,500円に固定されており、いずれも修正されません。

なお、今般の資金調達においては、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式の全てにつき、当社が保有する自己株式1,300,000株を充当する予定です。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本第1回新株予約権及び本第2回新株予約権は、いずれも行使期間中に行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権であり、各行使価額の水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本第1回新株予約権の行使価額は2,000円(本発行決議日前取引日の終値の約148%)、本第2回新株予約権の行使価額は2,500円(本発行決議日前取引日の終値の約185%)であり、各行使価額は、現状の株価水準よりも高い水準に設定されております。

このように本新株予約権の各行使価額を2段階に分けて設定したのは、当社における今後3年間の目標株価水準を2,000円と2,500円の2段階に分けて定めるとともに、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して、今後3年間における当社の株価上昇タイミングを捉えた段階的な調達を実現することを企図したことによるものです。

上記「(1) 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今後、当社グループは、さらなる事業規模の拡大及び収益力の強化を図るため、M & A又は戦略的提携のための成長投資を積極的に推進してまいります。当社グループといたしましては、中期経営計画に定める成長戦略及びM & A戦略を実行し、中期経営計画に定める計画数値を着実に達成していくことで、当社グループの業績及び企業価値が向上し、その結果、当社株価は持続的・段階的な上昇トレンドを実現できるものと予測しております。

このような当社予測に鑑み、本第1回新株予約権及び本第2回新株予約権の行使価額については、単一の行使価額とするのではなく、上記当社株価の目標水準に即した2段階の行使価額を設定することといたしました。

また、上記のとおり、本第1回新株予約権及び第2回新株予約権のいずれも、行使価額を現状株価よりも高い水準に設定していることから、足下での希薄化は生じず、当社事業の成長・拡大に伴う株価上昇タイミングを捉えた、段階的かつ効率的な資金調達を実現することが可能となっております。

このように、本スキームにおいては、足下での希薄化を回避しつつ、当社グループの業績向上に伴って企業価値が高まり、その結果当社株価が現在よりも高い水準に達した局面において、段階的に自己資本を増強することが可能な設計となっております。したがって、本資金調達は、既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しましても、中長期的に株主価値の向上に寄与するものと判断いたしました。

なお、行使価額2,000円・2,500円の設定につきましては、2027年3月期の当期純利益・想定EPS、中期経営計画とは別途に定める2028年3月期以降の当期純利益・想定EPS、並びに、当社内部の経営指標として定めるPER・PBR・最低目標株価・最低目標時価総額等を考慮し算出しております。

### (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

#### [本資金調達スキームの特徴]

##### <メリット>

###### 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される1,300,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模は予め限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

###### 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少のリスクの軽減

本新株予約権は現在株価よりも高い水準で行使価額が固定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定しております。したがって、当社株価が当該行使価額を下回る局面においてはそもそも本新株予約権の行使が行われず、株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクを防止する設計となっております。

###### 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が本新株予約権の各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

###### 取得条項

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って2週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

###### 行使停止期間

当社は、本新株予約権の行使期間中、随時、合計4回まで、割当予定先に対して本新株予約権の行使の停止を要請する期間（以下、「行使停止期間」といいます。）を定めることができます。当社は、割当予定先に対し、当該期間の初日の5取引日前の日までに行使停止期間を書面で通知することにより、行使停止期間を設定することができます（以下、かかる通知を「行使停止要請通知」といいます。）。1回の行使停止期間は10連続取引日以下とし、各行使停止期間の間は少なくとも10取引日空けるものとします。また、当社は、割当予定先に対して別途通知することにより、設定した行使停止期間を短縮することができます。但し、本新株予約権の取得事由が生じた場合には、それ以後取得日までの間は行使停止期間を設定することができず、かつ、かかる通知又は公告の時点で設定されていた行使停止期間は、当該通知又は公告がなされた時点で直ちに終了します。行使停止期間において本新株予約権の行使停止の対象となる新株予約権は、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部とします。このように当社が行使停止期間を設定することにより、本新株予約権の行使の数量及び時期を当社が一定程度コントロールすることができるため、資金需要や市場環境等を勘案しつつ、当社の裁量で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、割当予定先に対して書面で通知することにより、行使停止要請通知を撤回することができます。当社が割当予定先に対して行使停止要請通知を行った場合又は行使停止要請通知を撤回する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

#### 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権引受契約において譲渡制限が付されており、当社の事前の承認なく、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

#### <デメリット>

本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式の全てには、当社が保有する自己株式1,300,000株を充当する予定であるため発行済株式総数は増加せず、また、本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される1,300,000株で一定であるため最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権の行使がなされた場合には、総議決権数が増加するため希薄化が生じます。

当初に満額の資金調達はできないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が困難となる可能性

株価が長期的に行使価額を下回って推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、資金調達が困難となる可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

割当予定先の取得請求権

当社は、本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存する場合には、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を割当予定先から買い取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求権に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。したがって、当社株価が長期にわたり行使価額を下回る場合等において、行使期間末日までに本新株予約権の行使が完了しなかったときには、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払が必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

権利不行使

本新株予約権について、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

優先交渉権

当社は、払込期日から、1)本新株予約権の行使期間の満了日、2)当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3)当社が割当予定先の保有す

る本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先以外の第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合（当社又はその子会社の取締役又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される場合、及び資本提携又はM & A 目的による場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認する旨が本新株予約権引受契約において定められる予定です。割当予定先がかかる引受を希望する場合には、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。

#### [ 他の資金調達方法との比較 ]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

##### 1) 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

##### 2) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

##### 3) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、第三者割当による新株発行により今般の資金調達と同規模の資金を調達しようとした場合、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレート・ガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

##### 4) 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、新株予約権付社債の設計によっては、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。

##### 5) 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

##### 6) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

##### 7) 行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）の発行

株価に連動して行使価額が修正される行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）による資金調達の場合、一般的には、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されているものの、株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が下落した局面においては、株価の下落に連動して行使価額が修正されることにより、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があります。

一方で、かかる行使価額修正条項付新株予約権による資金調達の場合、株価が上昇した局面においては、株価の上昇に連動して行使価額が修正されることにより、資金調達額が増額される可能性があります。あくまで当該時点における現状株価を基準として行使価額の修正がなされるスキーム

であることから、当社の今後3年間の事業計画及び目標株価水準等を基軸とした資金調達を実現することは困難であると考えられます。

したがいまして、現状の当社の財務戦略・資本政策とは異なるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

#### 8) 金融機関からの借入や社債による調達

現在のわが国においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的低リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあり、引き続き今後の検討対象となり得ます。もっとも、今回の資金使途であるM&A又は戦略的提携のための成長投資資金については、当社グループの中長期的成長を図ることを前提とした資本性調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を十分に残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと考えられます。したがいまして、今回の資金調達手法として全面的に負債調達によることは適切でないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って2週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

#### 2. 本第1回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第1回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本第1回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。

(2) 本第1回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本第1回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本第1回新株予約権の行使請求の効力は、(1)行使請求に必要な事項の全ての通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到達し、かつ(2)当該本第1回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

(4) 本(注)2. に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

#### 3. 本第1回新株予約権証券の発行及び株式の交付方法

(1) 当社は、本第1回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(2) 当社は、本第1回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に、当該本第1回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

#### 4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本第1回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本第1回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

#### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	6,500個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	1,709,500円
発行価格	新株予約権1個につき263円（新株予約権の目的である株式1株当たり2.63円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年6月8日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エーアンドエーマテリアル 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス27階
払込期日	2026年6月8日
割当日	2026年6月8日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 大手町営業部

- (注) 1. 第2回新株予約権証券（以下、「本第2回新株予約権」といいます。）の発行については、2026年5月22日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び割当予定先との間で本第2回新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第2回新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権引受契約を締結しない場合は、本第2回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本第2回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 本第2回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社エーアンドエーマテリアル 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本第2回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式650,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。))は、当社普通株式100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本第2回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における株式分割等の比率は、株式分割等後の発行済普通株式総数を株式分割等前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。))には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第2回新株予約権に係る新株予約権者(以下、「本第2回新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本第2回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本第2回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本第2回新株予約権の行使価額は、2,500円とする。但し、行使価額は本欄第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本第2回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という)。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合(但し、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員を対象とするストック・オプションの発行又は2026年5月22日の取締役会決議に基づく本第1回新株予約権の発行を除く。)

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本項(2) 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第2回新株予約権の行使請求をした本第2回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第2回新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第2回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,626,709,500円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、また、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第2回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第2回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本第2回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本第2回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2026年6月9日から2029年6月8日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>振替機関が本第2回新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日</p> <p>別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄記載の組織再編行為をするために本第2回新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本第2回新株予約権者に通知した場合における当該期間</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 大手町営業部</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本第2回新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本第2回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本第2回新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本第2回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、別記「新株予約権の行使期間」欄の本第2回新株予約権を行使することができる期間の末日に、本第2回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本第2回新株予約権を、割当予定先から買い取るものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項なし。但し、本第2回新株予約権引受契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、本第2回新株予約権を譲渡することはできない旨の制限が付されている。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本第2回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本第2回新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 本第2回新株予約権者が有する本第2回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 別記「新株予約権の行使期間」欄、別記「新株予約権の行使の条件」欄、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項、本欄、下記（注）3(1)及び別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項記載の条件に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>

（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）(2) 新株予約権の内容等」に対する「（注）1.(1)乃至(3)」をご参照ください。

2. 本第2回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第2回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本第2回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。

(2) 本第2回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本第2回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本第2回新株予約権の行使請求の効力は、(1)行使請求に必要な事項の全ての通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到達し、かつ(2)当該本第2回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

(4) 本（注）2. に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

## 3．本第2回新株予約権証券の発行及び株式の交付方法

(1) 当社は、本第2回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(2) 当社は、本第2回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に、当該本第2回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

## 4．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本第2回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本第2回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,929,868,500	90,770,000	2,839,098,500

(注) 1．払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（4,868,500円）に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（2,925,000,000円）を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
本第1回新株予約権	3,159,000円	1,300,000,000円
本第2回新株予約権	1,709,500円	1,625,000,000円
合計	4,868,500円	2,925,000,000円

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー（87,750千円）、株式会社Stewart McLarenへの新株予約権公正価値算定費用（1,250千円）、調査費用及び登録免許税（490千円）、有価証券届出書作成費用（1,280千円）です。

4．本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
本第1回新株予約権 M & A又は戦略的提携のための成長投資資金	1,261	2026年6月から2029年6月
本第2回新株予約権 M & A又は戦略的提携のための成長投資資金	1,578	2026年6月から2029年6月
合計	2,839	

(注) 1．本新株予約権の権利行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記金額は減少する可能性があります。

2．当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

## 1) 当社グループのM &amp; A戦略

上記「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由（1）募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループは、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上の実現に向けて、戦略的なM & A及び他社との戦略的提携を重要な成長戦略の柱と位置づけております。

したがって、今後のM & A又は戦略的提携につきましては、当社のコア技術である「熱をコントロールする技術」を軸として、建設・建材領域、産業インフラ領域、環境領域の3つの各ドメインの特性に応じた成長投資を積極的に推進してまいります。

これにより、異分野への展開を含めた事業ポートフォリオの高度化を図り、中長期的な成長基盤の確立を目指してまいります。

ドメイン別M & A戦略については、以下のとおりです。

建設・建材領域 - 製品・販売強化による収益基盤拡大 -

建設・建材領域においては、安定的な収益基盤の強化を目的として、製品ラインナップの拡充や販売チャネルの拡大につながるM & Aを推進してまいります。

具体的には、化粧板等の高付加価値建材分野における競争力強化や、海外展開の加速に資する企業との連携・買収を通じて、売上規模の拡大及び利益率の向上を図ってまいります。

産業インフラ領域 - 施工・エンジニアリング・保守機能強化による高付加価値ソリューション拡大 -

産業インフラ領域は、当社の中長期的な成長を牽引する中核領域と位置付けております。

産業インフラ領域においては、当社のエンジニアリング機能及び「熟をコントロールする技術」を活かし、プラント・船舶・エネルギー分野における高付加価値ビジネスの拡大を目的としたM & Aを推進してまいります。

具体的には、施工能力の強化や設計・エンジニアリング機能の拡充、保守・メンテナンス分野への展開を通じて、高付加価値かつ継続的な収益モデルへの転換を図るとともに、収益性の向上及び事業基盤の拡大を目指してまいります。

環境領域 - 新規事業創出を目的とした技術・事業基盤の獲得 -

環境領域においては、カーボンニュートラル及び省エネルギー需要の拡大を背景に、中長期的な新規収益基盤の構築を目指します。

具体的には、省エネルギー、環境対応ソリューション、アグリビジネス等の分野において、技術・事業基盤を有する企業との連携・投資を通じて、新規事業の創出を推進してまいります。

## 2) 本資金調達における資金使途

当社グループは、長期経営構想「Vision2033」の下、2033年度におけるM & Aによる売上高増加180億円（建設・建材領域75億円、産業インフラ領域30億円、環境領域75億円を想定）を目標に、積極投資を実行してまいります。

2033年度までのM & A実施目標5件以上、買収投資額100～150億円を想定しております。

本日時点において本格的に交渉又は検討を進めている案件はありませんが、日常的に多数の案件情報を入手しており、当社グループにとって有益と考えられる案件が出てきた場合には、順次検討又は交渉を進めてまいります。

また、上記の2033年度までのM & A戦略（売上高増加180億円、実施目標5件以上、買収投資額100～150億円）につきましては、「2026中期経営計画」の主要施策である「戦略的M & Aによる事業規模の拡大」において、「2026年度には少なくとも売上高30億円、営業利益2億円以上の積み上げ達成」を掲げ、現時点までに2件のM & Aを実行しております（2024年10月にユニボード株式会社、2025年4月にデコール株式会社を完全子会社化）。上記2社のM & Aによる売上高及び営業利益への寄与につきましては、中長期的な観点から評価すべきものであることから、現時点での数値開示は差し控えておりますが、上記「2026中期経営計画」の主要施策に掲げたM & A目標に対しては、引き続き取り組みを進めてまいります。

現時点において2027年度以降の具体的な計画は未だ策定しておりませんが、上記2社のM & A実績を踏まえ、引き続き戦略的な投資機会を継続的に探索しております。特に、当社グループの中核事業である建材事業領域においては、事業規模拡大及びバリューチェーン強化に資する案件を中心に、優先的に検討を進めております。今後、次期中期経営計画等を策定した場合には、従前どおりプレスリリース等にて随時開示させていただきます。

また、「2026中期経営計画」においては、以下のとおり、営業キャッシュ・フローの創出及び借入金の活用により、総額110億円～140億円規模の投資計画及びキャッシュ・フローアロケーションを策定しております。

このうちM & A関連投資として30億円～50億円を実行する予定です。

[合計110～140億円（営業キャッシュ・フロー3年間累計70～80億円の創出＋借入金増加額40～60億円）]

設備投資	30～45億円	開発関連	M & A関連投資	人材投資	株主還元
環境関連	D X 関連				
10～15億円	5～15億円				
	(保守管理等 10～15億円)	15～20億円	30～50億円	5億円	15～20億円

当社グループの強みは、「熟をコントロールする技術」を核として、高機能・高性能製品及び工法を幅広く展開し、製造から販売、施工までのワンストップ体制を実現している点にあります。

したがいまして、当社グループは、「熱をコントロールする技術」を軸として、製品・工法・エンジニアリング機能を組み合わせた高付加価値ビジネスの展開に資する企業、当社グループと高いシナジー効果を有する企業、当社グループの成長基盤創出に寄与する企業等を対象として、M & A又は戦略的提携による成長投資を積極的に推進していく方針です。

上記ドメイン別戦略を実行するにあたり、当社が特に重視する具体的なターゲット企業の機能的特性・選定基準は、以下のとおりです。

**安定的な収益基盤の確立に資する企業**

保守・メンテナンス分野への展開や、設計・施工・保守を一体で提供するビジネスモデルを有する企業等を対象といたします。これにより、継続的な収益モデルの確立・拡大を図り、利益成長の確度を高め、景気変動の影響を受けにくい収益基盤の構築を実現してまいります。

**当社のコア技術である「熱をコントロールする技術」を軸とした事業領域の拡張に資する企業**

プラント・船舶・エネルギー分野における高付加価値ビジネスの拡大に資する企業、防熱・断熱・保冷・防音等の機能性材料・工法やエンジニアリング機能を有する企業等を対象といたします。これにより、産業インフラ領域及び環境領域における事業基盤の強化及び収益力の向上を図ります。

**施工能力強化及びバリューチェーン強化に資する企業**

施工・エンジニアリング機能を有する企業等を対象といたします。また、設計・施工・保守に至る一体型の提供体制の構築や、施工領域における人材不足への対応を目的として、工事会社とのM & A又は戦略的提携も推進してまいります。これにより、製造・販売・施工を一体で提供する当社の強みをさらに強化するとともに、品質・コスト・納期等のコントロール力の強化及び収益性の向上を図ります。

当社は、上記の3つの観点に基づき、既存事業との戦略的適合性及び中長期的な収益貢献が明確な案件に限定し、選択的かつ積極的に投資を検討してまいります。また、国内案件を基盤としつつ、技術獲得や市場拡張に資する海外案件についても、検討を進めてまいります。

本新株予約権により調達した資金の支出予定時期は2026年6月から2029年6月を予定しておりますところ、当該期間において、合計投資金額約30～50億円、1～2件程度のM & A又は戦略的提携を実施する計画です。

当社は、日常的に多数の案件情報を入手し、多様な業種・業態に関する複数の案件につき検討又は交渉を順次進めております。今後も、M & A又は戦略的提携における投資機会を数多く想定しており、当社グループの持続的成長にとって有益な案件が出てきた場合には、その投資機会を逸することのないよう、かつ相手方との交渉を有利に進める観点からも、十分な自己資金を確保しておくことが必要であると考えております。

以上より、本新株予約権による調達資金合計2,839百万円は、当社グループにおけるさらなる事業拡大、収益力強化及び財務基盤の強化を目的として、M & A又は戦略的提携のための成長投資資金に充当し、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

なお、M & A又は戦略的提携案件が成立・確定した場合には、法令等に従い適時適切に開示いたします。他方で、仮に支出予定期間内に具体的な案件についてM & A又は戦略的提携の実行に至らなかった場合においても、引き続きM & A又は戦略的提携の検討を継続する予定であり、現時点では資金使途の変更は予定しておりません。但し、将来においてM & A又は戦略的提携に関する当社方針に変更が生じた場合など、M & A又は戦略的提携の検討・実行を停止することとなった場合には、本資金調達により調達した資金については、代替使途として、設備投資、研究開発投資、D X投資、人的資本投資資金等に充当する可能性があります。資金使途の変更を行う場合には速やかに開示いたします。

また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合においても、原則として、上記M & A又は戦略的提携のための成長投資を実施していく方針に変更はなく、当該資金使途につき資金が不足する分に関しては、手元資金又は金融機関からの借入金を充当する予定であり、状況に応じて、調達コストを勘案しつつ新たな増資等も含めた追加の資金調達方法を検討することにより不足分を補完する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を消却することを決議しております。

## 記

1. 消却する株式の種類 当社普通株式
2. 消却する株式の総数 850,000株(消却前の発行済株式総数に対する割合10.9%)
3. 消却予定日 2026年6月1日

(ご参考)

消却後の発行済株式総数 6,928,000株

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先

## a. 割当予定先の概要

## Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund (LCAO)

名称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	約668百万米ドル（2025年12月31日時点）	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル
	主たる出資者及び出資比率	James Tu 100%

## MAP246 Segregated Portfolio (MAP246)

名称	MAP246 Segregated Portfolio	
所在地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。（注）	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。（注）	
業務執行組合員等に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル
	主たる出資者及び出資比率	James Tu 100%

## BEMAP Master Fund Ltd. (BEMAP)

名称	BEMAP Master Fund Ltd.	
所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。（注）	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。（注）	
業務執行組合員等に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル
	主たる出資者及び出資比率	James Tu 100%

（注） 割当予定先であるMAP246及びBEMAPの出資額、主たる出資者及び出資比率については、当社がスチームハーバー証券（住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邊佳史）を通じて、LCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLong Corridor Asset Management Limited（香港SFC登録番号：BMW115）（以下、「LCAM」といいます。）のInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246及びBEMAPとLCAMとの間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

## LCAO

出資関係	当社が保有している割当て予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係	記載すべき人事関係はありません。	
資金関係	記載すべき資金関係はありません。	
技術関係	記載すべき技術関係はありません。	
取引関係	記載すべき取引関係はありません。	

## MAP246

出資関係	当社が保有している割当て予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係		記載すべき人事関係はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術関係		記載すべき技術関係はありません。
取引関係		記載すべき取引関係はありません。

## BEMAP

出資関係	当社が保有している割当て予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係		記載すべき人事関係はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術関係		記載すべき技術関係はありません。
取引関係		記載すべき取引関係はありません。

（注） 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は別途時点を特定していない限り本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

## (2) 割当予定先の選定理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、事業基盤の強化・成長戦略の実現に向けて各取り組みを進めており、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。

そのような中で、2025年8月上旬頃、当社代表取締役社長と面識のある金融機関よりストームハーバー証券株式会社（所在地：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邊佳史。以下、「ストームハーバー証券」といいます。）の紹介を受け、当社の資本政策等に関する情報提供及び助言をいただくとともに、資金調達スキームの提案を受け、検討を進めておりました。

当社は、長期経営構想「Vision2033」及び「2026中期経営計画」に掲げる成長戦略を着実に実行していくため、M & A又は戦略的提携のための成長投資資金を十分に確保する必要があったことから、2026年3月下旬頃、上記ストームハーバー証券から提案のあった資金調達について本格的に準備を開始することとし、ストームハーバー証券を当社の財務アドバイザーとして起用することといたしました。

ストームハーバー証券は、2009年に設立されたグローバルな金融市場に精通した独立系投資銀行であり、国内又は海外の機関投資家引受によるエクイティファイナンスやM & A・資本業務提携等、顧客企業の財務戦略・資本政策に関するアドバイザー業務を幅広く展開しております。ストームハーバー証券は、顧客企業の財務アドバイザーとして、資金調達スキームを立案・構築した上で、そのグローバルなネットワークを活用して複数の国内又は海外の機関投資家の中から顧客企業の資金調達戦略に適すると考えられる割当先を選定し、本資金調達を含む財務戦略・資本政策全般に関する助言等を行う役割・機能を担っております。

ストームハーバー証券からは、当社の財務アドバイザーとして、割当先の紹介のみならず、本資金調達の実務面のプロセス等を含めて多岐にわたり助言・支援をいただけること、ストームハーバー証券が国内上場企業のエクイティファイナンス等に関する財務アドバイザーとして多数の実績を有すること、本資金調達以外の面においても当社の財務戦略及び資本政策全般に関して継続的に助言・支援をいただけること等から、当社は、ストームハーバー証券を本資金調達に関する財務アドバイザーとして起用いたしました。

その後、当社は、2026年4月上旬頃、ストームハーバー証券より割当予定先の紹介を受け、ストームハーバー証券を通じてLCAMより、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPに対する第三者割当による本新株予約権発行の提案を受けました。なお、ストームハーバー証券は、これまでも、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPを割当先とするエクイティファイナンスの案件を手掛けた実績があります。

LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、その運用資金の主体は世界的大手機関投資家を含む機関投資家からのものであること、本拠地の香港に加え、東京に拠点をもち、アジアの主要マーケットをカバーした

投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であること、LCAO、MAP246及びBEMAPIは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマンに所在する免税有限責任資産運用会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）及び分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であることについて、ストームハーバー証券からの報告及びLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏との面談等を通じて確認しております。

また、当社は、2026年3月25日付「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」及び同月26日付「自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の取得結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ」に記載のとおり、経営環境の変化に対応した将来の機動的な資本政策を遂行することを目的として、自己株式の取得を実施し、合計2,150,000株の自己株式を取得いたしました（2025年3月31日時点における自己株式を除く発行済株式総数に対する割合：約27.71%、取得価額：2,934,750,000円）。

当社は、上記自己株式取得により取得した自己株式の活用方法を検討する必要があったところ、ストームハーバー証券及び割当予定先から提案を受けた資金調達スキームは、自己株式の効率的な活用が可能であるとともに、当社株価が現状株価よりも高い水準（2,000円・2,500円）に達した局面において段階的に自己資本を増強することが可能な資金調達スキームであったことから、当社の今後の成長戦略に資する資金調達方法であると判断いたしました。

当社は、以上の内容に基づき、本第三者割当について検討を進めた結果、本提案が当社の資金調達ニーズを満たすものであること、当社株式の流動性向上及び資本効率の改善に資するものであること、LCAMのこれまでの国内での活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPを本新株予約権の割当予定先とすることが適切であると判断いたしました。

### (3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,300,000株であります。

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の数は、以下のとおりです。

LCAO	本第1回新株予約権	481,000株
	本第2回新株予約権	481,000株
MAP246	本第1回新株予約権	52,000株
	本第2回新株予約権	52,000株
BEMAP	本第1回新株予約権	117,000株
	本第2回新株予約権	117,000株

### (4) 株券等の保有方針

割当予定先であるLCAO、MAP246及びBEMAPとの間で、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏から口頭で確認しております。当社と割当予定先の資産運用を一任されているLCAMとの協議において、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本新株予約権引受契約を締結する予定です。

### (5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先のうちLCAOについて、2025年12月期のErnst&Youngによる監査済み財務書類及びLCAOの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年4月23日から同月24日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、LCAOより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、LCAOの財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及びLCAOが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCAOの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうちMAP246について、2025年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年4月23日から同月24日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、

MAP246の財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及びMAP246が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降MAP246の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうちBEMAPについて、2024年12月期のDeloitte & Toucheによる監査報告書及びBEMAPの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年4月23日から同月24日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、BEMAPより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、BEMAPの財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及びBEMAPが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降BEMAPの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及びLCAM、割当予定先の出資者及びディレクター、並びにLCAMの出資者及びディレクター（以下、「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼しました。割当予定先であるMAP246については、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）であるLMA SPCの分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であることから、調査対象をLMA SPC（所在地：190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands、代表者：Jon Scott Perkins (Director)、Robert Swan (Director)）としております。なお、LCAMは、割当予定先が保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しております。

当該調査の結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先及び割当予定先の主な出資者並びに業務執行組合員が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本新株予約権引受契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することができない旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（所在地：東京都港区白金台五丁目9番5号、代表取締役：小幡治）に算定を依頼しました。当社は、財務アドバイザーであるストームハーバー証券株式会社より、当該算定機関の紹介を受けたところ、当該算定機関が新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められること、当社との間に資本関係・人的関係等はなく、また、当該算定機関は当社の会計監査を行っている者でもないため当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること等に鑑み、当該算定機関を本新株予約権の第三者算定機関として選定いたしました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法を含む）は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の権利行使価額(本第1回新株予約権2,000円、本第2回新株予約権2,500円)及びその他の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である2026年5月21日における当社普通株式の株価終値1,352円/株、当社普通株式の価格の変動率(ボラティリティ)27.26%(過去3.05年間の日次株価を利用)、満期までの期間3.05年、配当利率4.34%、非危険利率1.68%、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

なお、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」に対する「(注)1.(2)資金調達方法の概要」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額2,000円・2,500円につきましては、2027年3月期の当期純利益・想定EPS、中期経営計画とは別途に定める2028年3月期以降の当期純利益・想定EPS、並びに、当社内部の経営指標として定めるPER・PBR・最低目標株価・最低目標時価総額等を考慮し設定しております。

本新株予約権の価値評価にあたっては、当社は、2026年6月9日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社取締役会が別途定める日(取得日)の2週間前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると想定しており、当社は基本的に割当予定先による権利行使を待つものとしています。また、当社に付された取得条項は、発行要項上、2026年6月9日以降、いつでも行使することが可能な権利とされております。

なお、上記のとおり、当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を当該各取引日における行使価額の200%以上となった場合と設定しております。発行要項上取得条項は任意コール(ソフトコール)であり、同条項が発動される具体的な株価水準は定められていません。通常任意コールの発動は取得者の収益が正の値を取る場合に行われるため、この発動水準を行使価額の100%と設定する場合もあります。しかし、本新株予約権の算定においてはこの発動水準を保守的に設定し、2026年6月9日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(取得日)の2週間前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると想定しております。発動水準を200%と設定した理由は、当社がより有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味し、代替資金調達コストをCAPMと調達金利から10%程度と見積もり、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた水準をさらに保守的に設定しました。これは、株価が当該水準を超えた場合、対象新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を直近1年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%で売却することと仮定しております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果として、本第1回新株予約権の1個当たりの払込金額は486円、本第2回新株予約権の1個当たりの払込金額は263円となりました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査役3名全員(うち会社法上の社外監査役2名)から、会社法上の職責に基づいて以下の各点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を得ております。

- ( ) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社Stewart McLarenがかかる専門知識及び経験を有すると認められること
- ( ) 当社と株式会社Stewart McLarenとの間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社の継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- ( ) 当社取締役がそのような株式会社Stewart McLarenに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- ( ) 本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社Stewart McLarenが本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること
- ( ) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、株式会社Stewart McLaren作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること

- ( ) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社の財務アドバイザーであるストームハーバー証券株式会社から当社取締役に対して具体的な説明が行われており、かかる説明を踏まえた上で当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること
- ( ) 本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、株式会社Stewart McLarenが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること
- ( ) 上記( )により株式会社Stewart McLarenの算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第1回新株予約権650,000株及び本第2回新株予約権650,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,300,000株(議決権数13,000個)であります。2026年3月31日現在の当社発行済株式総数7,778,000株(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数55,757個)を分母とする希薄化率は16.71%(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は23.32%。小数第3位四捨五入)の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、前述のとおり今回の資金調達における資金使途は、M & A又は戦略的提携のための成長投資資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達が成功させ、上記資金使途に充当することで、当社のさらなる企業価値向上を図ることが可能となります。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数1,300,000株に対し、2026年5月21日から起算した当社株式の過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高は22,451株、過去3か月間における1日あたりの平均売買出来高は24,478株、過去1か月間における1日あたりの平均売買出来高は24,363株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間(年間取引日数:246日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日あたりの売却数量は1,762株であり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高の7.8%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
太平洋セメント株式会社	東京都文京区小石川1丁目1-1	1,141,555	20.47%	1,141,555	16.60%
Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	-	-	962,000	13.99% (注)4.
BEMAP Master Fund Ltd.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	-	-	234,000	3.40% (注)4.
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	231,300	4.15%	231,300	3.36%
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	US ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	155,600	2.79%	155,600	2.26%
エーアンドエーマテリアル社員持株会	東京都港区港南1丁目2-70 品川シーズンテラス27F	149,584	2.68%	149,584	2.17%
MAP246 Segregated Portfolio	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	-	-	104,000	1.51% (注)4.
有限会社翔美	さいたま市浦和区岸町1丁目12-12	85,800	1.54%	85,800	1.25%
株式会社不二商会	東京都品川区北品川1丁目8-12	85,500	1.53%	85,500	1.24%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	78,200	1.40%	78,200	1.14%
計	-	1,927,539	34.57%	3,227,539	46.94%

(注)1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

- 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2026年3月31日現在の総議決権数(55,757個)に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数(13,000個)を加算した数(68,757個)で除して算出しております。
- 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 割当予定先の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりませんため、本新株予約権の発行後の大株主の状況は直ちに変動する可能性があります。
- 割当予定先が本新株予約権を行使した場合、当社が保有する自己株式(1,300,000株)を充当する予定です。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期）及び半期報告書（第26期中）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年5月22日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2026年5月22日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第25期有価証券報告書の提出日（2025年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月22日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年7月1日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

当社は、2025年6月27日の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日  
2025年6月27日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円 総額232,745,670円

ロ 効力発生日  
2025年6月30日

##### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、巻野徹、大橋徹也、大島武人、高原一登、田倉榮美及び菅谷朋子氏の6氏を選任するものであります。

##### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、松井雄一郎及び中谷内茂樹の2名を選任するものであります。

##### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、桶師修を選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための用件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成（反対）割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	52,613	2,345	12	(注) 1	可決 95.71
第2号議案 取締役6名選任の件					
巻野 徹	51,506	3,452	12	(注) 2	可決 95.71
大橋 徹也	52,427	2,531	12		可決 95.71
大島 武人	52,450	2,508	12		可決 95.71
高原 一登	52,439	2,519	12		可決 95.71
田倉 榮美	52,373	2,585	12		可決 95.71
菅谷 朋子	52,278	2,680	12		可決 95.71
第3号議案 監査役2名選任の件					
松井 雄一郎	52,453	2,505	12	(注) 2	可決 95.42
中谷 内茂樹	50,217	4,741	12		可決 95.35
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
桶師 修	50,219	4,739	12	(注) 2	可決 91.35

(注) 1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## (2025年8月26日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社に対して提起されていた損害賠償請求訴訟について和解が成立いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該訴訟の提起があった年月日

- ・2008年5月16日（東京地方裁判所）
- ・2014年5月15日（同上）
- ・2016年9月27日（大阪地方裁判所）

## (2) 当該訴訟を提起した者

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとする建設業務従事者及びその遺族

## (3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者を原告、国および当社を含めた企業を被告とし、国に対しては国家賠償法に基づき、企業に対しては民法等による建築作業従事者へ石綿の危険性を警告表示する義務を怠った等として、損害賠償を求める訴訟の提起を受けております。

このうち、この度和解が成立したのは、東京高等裁判所に提起されていた東京第1陣および第2陣、大阪高等裁判所に提起されていた大阪第2陣・第3陣の訴訟となり、これらの訴訟の国及び当社を含む複数の建材メーカー等に対する1審における損害賠償請求金額は、3件合わせて約192億円です。

## (4) 訴訟の解決があった年月日

- ・東京第1陣および東京第2陣：2025年8月7日
- ・大阪第2陣・第3陣：2025年8月8日

## (5) 訴訟の解決の内容

当社は、この建設アスベスト訴訟のうち、裁判所より和解案が提示された東京第1陣および第2陣（東京高等裁判所）、大阪第2陣・第3陣（大阪高等裁判所）につきまして、一部の原告を対象に和解金を支払い、他方、原告らは和解金額以外の一切の請求を放棄することで合意に至ったため、当社と一部原告で和解が成立しました。和解の対象となる原告につきまして、個別の和解金額については、原告個人のプライバシーにかかわる問題のため、開示は差し控えさせていただきます。

なお当社は、2025年3月期において、当該和解が合意に至った場合に発生する可能性のある損失見込額を特別損失（訴訟損失引当金繰入額）に計上しております。

## 3. 最近の業績の概要について

2026年5月8日に開示いたしました「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に掲載されている第26期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	665	186
受取手形	397	38
売掛金	3,753	4,059
電子記録債権	2,243	2,144
完成工事未収入金	3,490	2,953
契約資産	2,348	2,188
商品及び製品	2,744	3,267
仕掛品	321	330
原材料及び貯蔵品	655	1,083
未成工事支出金	6	8
その他	2,000	2,846
貸倒引当金	7	7
流動資産合計	18,620	19,101
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,032	8,765
減価償却累計額	5,338	5,553
建物及び構築物（純額）	2,693	3,211
機械装置及び運搬具	16,280	16,899
減価償却累計額	13,618	14,092
機械装置及び運搬具（純額）	2,662	2,806
土地	12,959	13,220
リース資産	312	304
減価償却累計額	117	147
リース資産（純額）	194	157
建設仮勘定	1,393	1,869
その他	1,456	1,527
減価償却累計額	1,192	1,257
その他（純額）	263	270
有形固定資産合計	20,166	21,535
無形固定資産		
のれん	262	227
その他	527	891
無形固定資産合計	789	1,118
投資その他の資産		
投資有価証券	692	1,039
長期貸付金	15	14
繰延税金資産	120	177
その他	490	490
貸倒引当金	57	37
投資その他の資産合計	1,260	1,684
固定資産合計	22,217	24,339
資産合計	40,837	43,440

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	3,509	2,601
電子記録債務	1,772	2,755
短期借入金	3,732	5,432
未払費用	2,096	1,912
未払法人税等	456	89
契約負債	377	630
賞与引当金	510	594
完成工事補償引当金	9	5
受注工事損失引当金	6	8
その他	789	2,118
流動負債合計	13,260	16,148
<b>固定負債</b>		
長期借入金	668	3,486
役員株式給付引当金	44	37
訴訟損失引当金	2,097	155
退職給付に係る負債	2,382	2,475
繰延税金負債	2,358	2,189
再評価に係る繰延税金負債	158	158
リース債務	163	126
その他	1,051	1,497
固定負債合計	8,924	10,126
負債合計	22,185	26,274
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,889	3,889
利益剰余金	14,204	15,440
自己株式	125	3,055
株主資本合計	17,967	16,274
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	261	495
土地再評価差額金	344	344
為替換算調整勘定	6	11
退職給付に係る調整累計額	72	62
その他の包括利益累計額合計	685	891
純資産合計	18,652	17,165
負債純資産合計	40,837	43,440

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
売上高	43,421	45,700
売上原価	33,599	35,278
売上総利益	9,822	10,422
販売費及び一般管理費	7,905	8,747
営業利益	1,916	1,674
営業外収益		
受取利息	4	5
受取配当金	22	25
貸倒引当金戻入額	-	13
保険差益	34	1
不動産賃貸料	0	24
その他	63	60
営業外収益合計	126	131
営業外費用		
支払利息	78	138
固定資産除却損	54	12
その他	24	39
営業外費用合計	157	191
経常利益	1,885	1,614
特別利益		
固定資産売却益	1,306	-
投資有価証券売却益	100	11
負ののれん発生益	-	239
企業結合に係る特定勘定取崩益	-	32
特別利益合計	1,406	282
特別損失		
固定資産除却損	201	-
減損損失	18	-
訴訟損失引当金繰入額	2,097	128
石綿健康障害補償金	48	38
特別損失合計	2,365	167
税金等調整前当期純利益	926	1,729
法人税、住民税及び事業税	949	142
法人税等調整額	97	114
法人税等合計	1,047	27
当期純利益又は当期純損失（ ）	120	1,701
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	120	1,701

## 連結包括利益計算書

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当連結会計年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）	120	1,701
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5	233
土地再評価差額金	4	-
為替換算調整勘定	48	18
退職給付に係る調整額	211	9
その他の包括利益合計	249	206
包括利益	128	1,907
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	128	1,907
非支配株主に係る包括利益	-	-

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,889	14,751	144	18,496
当期変動額				
剰余金の配当		426		426
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失（ ）		120		120
自己株式の取得			0	0
自己株式の処分			18	18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	547	18	529
当期末残高	3,889	14,204	125	17,967

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	267	349	42	139	435	-	18,932
当期変動額							
剰余金の配当							426
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失（ ）							120
自己株式の取得							0
自己株式の処分							18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5	4	48	211	249	-	249
当期変動額合計	5	4	48	211	249	-	279
当期末残高	261	344	6	72	685	-	18,652

当連結会計年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,889	14,204	125	17,967
当期変動額				
剰余金の配当		465		465
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失（ ）		1,701		1,701
自己株式の取得			2,935	2,935
自己株式の処分			5	5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	1,236	2,929	1,692
当期末残高	3,889	15,440	3,055	16,274

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	261	344	6	72	685	-	18,652
当期変動額							
剰余金の配当							465
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失（ ）							1,701
自己株式の取得							2,935
自己株式の処分							5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	233	-	18	9	206	-	206
当期変動額合計	233	-	18	9	206	-	1,486
当期末残高	495	344	11	62	891	-	17,165

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	926	1,729
減価償却費	953	1,115
減損損失	18	-
のれん償却額	17	34
貸倒引当金の増減額（は減少）	10	20
賞与引当金の増減額（は減少）	1	25
訴訟損失引当金の増減額（は減少）	2,093	1,942
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	226	92
受取利息及び受取配当金	27	31
支払利息	78	138
固定資産売却損益（は益）	1,306	-
固定資産除却損	255	12
投資有価証券売却損益（は益）	100	11
負ののれん発生益	-	239
石綿健康障害補償金	48	38
売上債権の増減額（は増加）	1,477	2,570
棚卸資産の増減額（は増加）	32	107
その他の流動資産の増減額（は増加）	699	31
仕入債務の増減額（は減少）	770	1,595
その他の流動負債の増減額（は減少）	132	920
その他	86	1,856
小計	2,937	4,505
利息及び配当金の受取額	27	31
利息の支払額	75	130
法人税等の支払額	1,606	918
石綿健康障害補償金の支払額	48	38
損害賠償金の支払額	4	-
和解金の支払額	-	1,982
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,230	1,467
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2,741	1,334
有形固定資産の売却による収入	1,832	23
無形固定資産の取得による支出	61	362
投資有価証券の取得による支出	16	17
投資有価証券の売却による収入	118	22
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,572	1,058
貸付けによる支出	8	13
貸付金の回収による収入	10	13
その他	187	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,624	2,730
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,000	514
長期借入れによる収入	1,000	4,500
長期借入金の返済による支出	55	782
自己株式の取得による支出	0	2,935
配当金の支払額	426	465
その他	31	45
財務活動によるキャッシュ・フロー	513	785
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,904	479
現金及び現金同等物の期首残高	2,570	665
現金及び現金同等物の期末残高	665	186

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

(自己株式の取得)

当社は、2026年3月25日開催の取締役会決議に基づき、3月26日に当社普通株式2,150,000株の取得を行っております。この取得等により、当連結会計年度において自己株式が2,929百万円増加しております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「不動産賃貸料」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた56百万円は、「不動産賃貸料」0百万円、「その他」55百万円として組替えております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「為替差益」は当連結会計年度において、発生しておりません。そのため前連結会計年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外収益」に表示していた「為替差益」7百万円は、「営業外収益」の「その他」として組替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式の取得による支出」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた30百万円を、「自己株式の取得による支出」0百万円、「その他」30百万円として組替えております。

(追加情報)

(訴訟)

当社は2026年3月期末現在において、建設作業などに従事してアスベスト関連疾患に罹患したとする者を原告、国及び当社を含めた企業を被告とし、国に対しては国家賠償法に基づき、企業に対しては民法等による建築作業従事者へ石綿の危険性を警告表示する義務を怠った等として、損害賠償を求める訴訟の提起および当該訴訟に対する和解案の提示を受けております。

当連結会計年度において、新たに和解案の提示を受けた訴訟等に対し訴訟損失引当金繰入額128百万円(前連結会計年度2,097百万円)を計上し、和解が成立した訴訟の和解金2,070百万円を訴訟損失引当金から取崩しております。これにより、2026年3月31日現在、連結貸借対照表に訴訟損失引当金155百万円(前連結会計年度2,097百万円)を計上しております。

## （セグメント情報等）

## （セグメント情報）

## 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別の事業本部を置き、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「建設・建材事業」及び「工業製品・エンジニアリング事業」の2つを報告セグメントとしております。

「建設・建材事業」は、不燃建築材料他各種建築材料の製造、販売及び工事の設計施工、鉄骨耐火被覆工事の設計、施工を行っております。「工業製品・エンジニアリング事業」は、不燃紡織品、摩擦材・シール材、保温保冷断熱材、船舶用資材、防音材、伸縮継手他各種工業用材料・機器の製造、販売並びに保温、保冷、空調、断熱、防音、耐火工事の設計、施工を行っております。

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいて算定した合理的な内部振替価格によっております。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	建設・建材事業	工業製品・エンジニアリング事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	12,937	8,541	21,479	-	21,479	-	21,479
一定の期間にわたり移転される財	5,751	16,134	21,885	-	21,885	-	21,885
顧客との契約から生じる収益	18,688	24,675	43,364	-	43,364	-	43,364
その他の収益	-	-	-	57	57	-	57
外部顧客への売上高	18,688	24,675	43,364	57	43,421	-	43,421
セグメント間の内部売上高又は振替高	84	222	306	-	306	306	-
計	18,773	24,898	43,671	57	43,728	306	43,421
セグメント利益	2,450	1,414	3,864	35	3,900	1,983	1,916
セグメント資産	22,978	14,255	37,233	1,292	38,526	2,311	40,837
その他の項目							
減価償却費	535	314	850	5	856	96	953
のれんの償却額	17	-	17	-	17	-	17
のれんの未償却残高	262	-	262	-	262	-	262
減損損失	-	-	-	-	-	18	18
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,791	330	2,122	-	2,122	372	2,495

（注）1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおります。

- 2 (1) セグメント利益の調整額 1,983百万円は、セグメント間取引消去114百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,098百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

- (2) セグメント資産の調整額2,311百万円には、セグメント間債権債務消去 148百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産2,460百万円が含まれております。その主なものは、連結財務諸表提出会社での余資運用資金（現金）、長期投資資金（投資有価証券）、及び管理部門に係わる資産等でありま
- す。
- (3) 減価償却費の調整額96百万円は各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額372百万円は各報告セグメントに配分していない全社資産となります。
- (5) 当社グループは当連結会計年度において、ユニボード株式会社を連結の範囲に含めており、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、同社の株式取得に伴い発生したのれんが含まれております。
- 3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	建設・建材事業	工業製品・エンジニアリング事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	17,988	8,905	26,894	-	26,894	-	26,894
一定の期間にわたり移転される財	5,078	13,670	18,749	-	18,749	-	18,749
顧客との契約から生じる収益	23,067	22,575	45,643	-	45,643	-	45,643
その他の収益	-	-	-	56	56	-	56
外部顧客への売上高	23,067	22,575	45,643	56	45,700	-	45,700
セグメント間の内部売上高又は振替高	61	77	138	-	138	138	-
計	23,129	22,653	45,782	56	45,839	138	45,700
セグメント利益	2,253	1,323	3,576	35	3,612	1,937	1,674
セグメント資産	26,641	12,824	39,465	1,683	41,148	2,291	43,440
その他の項目							
減価償却費	749	279	1,028	5	1,034	80	1,115
のれんの償却額	34	-	34	-	34	-	34
のれんの未償却残高	227	-	227	-	227	-	227
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,099	237	1,337	-	1,337	434	1,772

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおりま

- す。
- 2 (1) セグメント利益の調整額 1,937百万円は、セグメント間取引消去153百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,091百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額2,291百万円には、セグメント間債権債務消去 5百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産2,296百万円が含まれております。その主なものは、連結財務諸表提出会社での余資運用資金（現金）、長期投資資金（投資有価証券）、及び管理部門に係わる資産等でありま
- す。
- (3) 減価償却費の調整額80百万円は各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額434百万円は各報告セグメントに配分していない全社資産となります。
- 3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## (関連情報)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

## (報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## (報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## (重要な負ののれん発生益)

「建設・建材事業」において、D I Cデコール株式会社(現デコール株式会社)の株式を取得し、同社を連結子会社化したことにより、負ののれん発生益を認識しております。

当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度においては239百万円となります。なお、負ののれん発生益は特別利益のため、上記セグメント利益には含まれておりません。

## （1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	2,430.16円	3,104.23円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）	15.77円	226.52円

（注）1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 第18期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結累計期間87,323株、当連結累計期間79,615株であります。

3 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）（百万円）	120	1,701
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）（百万円）	120	1,701
普通株式の期中平均株式数（株）	7,670,957	7,513,055

## （企業結合等関係）

## （取得による企業結合）

## 1. 企業結合の概要

## (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：D I C デコール株式会社（現デコール株式会社）

事業の内容：各種化粧板、建材塗料、化粧シートの製造・販売

## (2) 企業結合を行った主な理由

当社は、長期経営構想「Vision2033」の実現ならびに中長期のCSR目標である「CSR2033」達成に向け、2024年度を初年度とし2026年度を最終年度とする「2026 中期経営計画」を策定して以下の主要施策への取り組みを進めております。

- ・新ビジネスモデルとコーポレートブランドの確立による収益拡大
- ・戦略的M&Aによる事業規模の拡大
- ・DX基盤整備による業務改革の実現

上記に記載しましたとおり、今後の持続的成長に向けた事業領域の拡大においては、戦略的なM & Aの実行を施策の柱と位置づけており、本件はその一環となります。

## (3) 企業結合日

2025年4月1日

## (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

## (5) 企業結合後の名称

デコール株式会社（2025年4月1日より社名変更）

## (6) 取得した議決権比率

100%

## (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により、被取得企業の議決権の100%を取得したことによるものです。

## 2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2026年3月31日

## 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,300百万円
取得原価		1,300百万円

## 4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 155百万円

## 5. 負ののれん発生益の金額、発生原因

負ののれん発生益の金額

239百万円

発生原因

企業結合時の被取得企業の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

## 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 3,223百万円

固定資産 1,361 "

資産合計 4,585百万円

流動負債 2,484百万円

固定負債 561 " (注)

負債合計 3,045百万円

(注) 企業結合に係る特定勘定を含んでおります。

## 4. 自己株式の取得状況について

後記「第四部 組込情報」の第25期有価証券報告書の提出日（2025年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月22日）までの間において、以下の自己株券買付状況報告書を関東財務局長に提出しております。（2026年4月3日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

## 1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況  
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年3月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2026年3月25日）での決議状況 （取得期間2026年3月26日～2026年3月26日）	2,200,000（上限）		3,003,000,000（上限）
報告月における取得自己株式（取得日）	3月26日	2,150,000	2,934,750,000
計		2,150,000	2,934,750,000
報告月末現在の累計取得自己株式		2,150,000	2,934,750,000
自己株式取得の進捗状況（％）		97.73	97.73

## 2 処理状況

該当事項はありません。

## 3 保有状況

2026年3月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	7,778,000
保有自己株式数	2,170,098

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月30日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第26期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月6日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

株式会社エーアンドエーマテリアル

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡辺 力夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎

## &lt; 連結財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーアンドエーマテリアルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアンドエーマテリアル及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

アスベスト関連の訴訟損失引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項3(3)及び注記事項（重要な会計上の見積り）3に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の連結損益計算書にアスベスト関連の訴訟損失引当金繰入額2,097百万円を計上した。また、原判決が確定した原告に対して損害賠償金及び遅延損害金4百万円を支払うとともに、訴訟損失引当金から同額を取崩した。その結果、2025年3月31日現在、連結貸借対照表に訴訟損失引当金2,097百万円を計上している。</p> <p>会社は高等裁判所の判決及び最高裁判所の判決等を契機に、その判決書等の内容に基づき、連帯債務における会社負担額算定の仮定も含め、訴訟による損失の発生可能性が高く金額を合理的に見積ることができるか否かを判断した上で会計処理及び注記をしている。</p> <p>これらは、訴訟による損失の発生可能性が高い状況であるのか、また、金額を合理的に見積ることができるのかの経営者による判断を伴う。</p> <p>以上を踏まえ、当監査法人は、訴訟損失引当金の見積りについて、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、アスベスト関連の訴訟損失引当金を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟による損失の発生可能性の有無を確かめるため、判決書、和解案等を閲覧した。</li> <li>・訴訟損失引当金の計上額が判決書、和解案等の内容に基づく連帯債務における会社負担額であることを確かめた上で、再計算を実施した。</li> <li>・事実関係や訴訟の進行状況等について経営者と議論し、経営者確認書を入手した。</li> <li>・事実関係、訴訟の進捗状況、損失の発生可能性及び損失額の計算過程について顧問弁護士と協議した。</li> <li>・顧問弁護士に対する確認手続を実施した。</li> </ul>

大昭和ユニボード株式会社（現ユニボード株式会社）の株式取得に係る会計処理の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（企業結合等関係）に記載のとおり、会社は大昭和ユニボード株式会社の株式を1,800百万円で取得し、連結子会社とした結果、のれん279百万円を計上している。</p> <p>当該企業結合にあたり、大昭和ユニボード株式会社の株式の取得原価は、同社の事業計画を基礎として算定された株式価値を踏まえ、交渉の上決定されており、会社は株式価値の算定に外部の専門家を利用している。また、会社は企業結合日において、受け入れた資産及び引き受けた負債を識別し、その時点の時価を基礎として配分した資産及び負債の純額と大昭和ユニボード株式会社の株式の取得原価との差額をのれんとして識別している。のれんの償却期間は、のれんの効果が発現する期間とし、事業計画に基づく投資の回収期間を考慮して8年としている。</p> <p>企業結合取引は経常的に生じる取引ではなく、取得価額の算定や会計処理については、複雑な検討や専門的な知識が必要となる。また、取得原価とのれんの会計処理の決定には、経営管理者の判断が含まれる。</p> <p>以上から、当監査法人は大昭和ユニボード株式会社の企業結合取引を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、大昭和ユニボード株式会社の株式取得に係る会計処理の検討に当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業結合取引の目的、被取得企業の事業内容、事業環境等を理解し取得原価の妥当性を検討するため、経営管理者に質問を行い、取締役会付議書及び株式譲渡契約書を閲覧した。</li> <li>・株式価値算定のために会社が利用した外部専門家について、その適性、能力及び客観性を評価した。</li> <li>・株式価値算定において採用された算定方法及びその前提条件を評価するため、当監査法人のネットワーク・ファームの専門家を関与させて検討した。</li> <li>・株式価値算定の前提となった事業計画を入手し、主要な仮定を理解するとともに、売上高及び営業利益の将来予測に関して過去の実績と比較して仮定の適切性を検討した。</li> <li>・受け入れた識別可能資産、引き受けた識別可能負債について、不動産鑑定評価書の閲覧、残高確認、関連証憑との突合、再計算及び経営管理者への質問を実施した。</li> <li>・のれんの償却期間について投資回収計画との整合性を検討した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エーアンドエーマテリアルの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エーアンドエーマテリアルが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

株式会社エーアンドエーマテリアル

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡辺 力夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーアンドエーマテリアルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアンドエーマテリアルの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

## アスベスト関連の訴訟損失引当金の見積り

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（アスベスト関連の訴訟損失引当金の見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月6日

株式会社エーアンドエーマテリアル

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡辺 力夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーアンドエーマテリアルの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアンドエーマテリアル及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。